

独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

- 1 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正し、独立行政法人空港周辺整備機構が関係地方公共団体に納付すべき残余の額の納付の手續等について定めるところ。

(第一条関係)

- 2 空港周辺整備債券令その他の関係政令の規定の整備を行うこと。

(第二条から第十五まで条関係)

第二 経過措置

- 1 独立行政法人空港周辺整備機構が承継する資産に係る評価委員の任命等について定めること。

(第十六条関係)

- 2 空港周辺整備機構の解散の登記の嘱託等について定めること。

(第十七条関係)

第三 附則

- 1 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

- 2 空港周辺整備債券令の一部改正に伴う経過措置について定めること。

(附則第二条関係)